

## 平成 26 年度税制改正大綱

平成 25 年 12 月 12 日に自由民主党及び公明党から平成 26 年度税制改正の大綱が発表されました。主な改正内容は以下の通りです。なお、こちらに先立って民間投資活性化等の税制改正の大綱も 10 月に発表されておりますので、そちらはつむぎレポートの No.8 民間投資活性化等のための税制改正大綱をご覧ください。

税法	項目	改正案の内容
相続税及び贈与税	医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等の創設	<p>① 相続税</p> <p>イ 概要</p> <p>個人が持分の定めのある医療法人の持分を相続又は遺贈により取得した場合において、その医療法人が相続税の申告期限において認定医療法人（仮称）であるときは、担保の提供を条件に、当該相続人が納付すべき相続税額のうち、当該認定医療法人の持分に係る課税価格に対応する相続税額については、<u>移行計画（仮称）の期間満了までその納税が猶予され、移行期間内に当該相続人が持分の全てを放棄した場合には、猶予税額が免除されます。</u></p> <p>（注）認定医療法人とは、良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律に規定される移行計画（仮称）について、認定制度の施行の日から3年以内に厚生労働大臣の認定を受けた医療法人をいいます。</p>
		<p>② 贈与税</p> <p>イ 概要</p> <p>持分の定めのある医療法人の出資者が持分を放棄したことにより他の出資者の持分の価額が増加することについて、その増加額（経済的利益）に相当する額の贈与を受けたものとみなして当該他の出資者に贈与税が課される場合において、その医療法人が認定医療法人であるときは、担保の提供を条件に、当該他の出資者が納付すべき贈与税額のうち、当該経済的利益に係る課税価格に対応する贈与税額については、<u>移行計画の期間満了までその納税を猶予し、移行期間内に当該他の出資者が持分の全てを放棄した場合には、猶予税額が免除されます。</u></p> <p>（注）上記①、②の改正は、移行計画の認定制度の施行の日以後の相続若しくは遺贈又はみなし贈与に係る相続税又は贈与税について適用されます。</p>

	復興特別法人税の1年前倒し廃止	復興特別法人税の課税期間が1年間前倒し(平成24年4月1日から平成26年3月31日までに最初に開始する事業年度から2年を経過する日までの期間内の日の属する事業年度まで)して終了されます。																					
	交際費制度の緩和	<p>① 交際費等の額のうち、飲食のために支出する費用の額の50%が損金の額に算入されることとなります。→税務上の大法人に適用 (注) 飲食のために支出する費用には、専らその法人の役員、従業員等に対する接待等のために支出する費用(いわゆる社内接待費)は含まれません。</p> <p>② 中小法人に係る損金算入の特例(800万まで全額損金算入)について、上記①との選択適用とした上、その適用期限が2年延長(平成26年4月1日から平成28年3月31日までに開始する事業年度まで)されます。</p>																					
法人税	地方法人税の創設及び法人住民税の税率の改正	<p>① 地方法人税の創設 法人税を納める義務がある法人は、新たに国税として地方法人税(仮称)が創設されます。各事業年度の基準法人税額に4.4%の税率を乗じて計算した金額が税額とされ、申告及び納付の期限は法人税の申告書の提出期限と同一とされます。 (注) 法人には、人格のない社団等及び法人課税信託の引受けを行う個人が含まれます。</p> <p>② 法人住民税法人税割の税率の改正</p> <table border="1" data-bbox="486 929 1528 1191"> <thead> <tr> <th rowspan="2">税目</th> <th colspan="2">現行</th> <th colspan="2">改正案</th> </tr> <tr> <th>標準税率</th> <th>制限税率</th> <th>標準税率</th> <th>制限税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道府県民税法人税割</td> <td>5.0%</td> <td>6.0%</td> <td><u>3.2%</u></td> <td><u>4.2%</u></td> </tr> <tr> <td>市町村民税法人税割</td> <td>12.3%</td> <td>14.7%</td> <td><u>9.7%</u></td> <td><u>12.1%</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)法人住民税の税率が4.4%引き下げられて、新たに地方法人税(税率4.4%)が創設されることとなります。</p> <p>③ 適用区分 上記①、②の改正は、平成26年10月1日以後開始事業年度から適用されます。</p>			税目	現行		改正案		標準税率	制限税率	標準税率	制限税率	道府県民税法人税割	5.0%	6.0%	<u>3.2%</u>	<u>4.2%</u>	市町村民税法人税割	12.3%	14.7%	<u>9.7%</u>	<u>12.1%</u>
		税目	現行			改正案																	
標準税率	制限税率		標準税率	制限税率																			
道府県民税法人税割	5.0%	6.0%	<u>3.2%</u>	<u>4.2%</u>																			
市町村民税法人税割	12.3%	14.7%	<u>9.7%</u>	<u>12.1%</u>																			
所得税	給与所得控除の上限の引下げ	<p>給与所得控除の上限について、次のとおり漸次引下げられます。</p> <table border="1" data-bbox="486 1556 1528 1818"> <thead> <tr> <th></th> <th>現行</th> <th>平成28年分の所得税(注1)</th> <th>平成29年分以後の所得税(注2)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上限が適用される給与収入</td> <td>1,500万円</td> <td><u>1,200万円</u></td> <td><u>1,000万円</u></td> </tr> <tr> <td>給与所得控除の上限額</td> <td>245万円</td> <td><u>230万円</u></td> <td><u>220万円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1)個人住民税については、平成29年度分について適用されます。 (注2)個人住民税については、平成30年度分から適用されます。</p>				現行	平成28年分の所得税(注1)	平成29年分以後の所得税(注2)	上限が適用される給与収入	1,500万円	<u>1,200万円</u>	<u>1,000万円</u>	給与所得控除の上限額	245万円	<u>230万円</u>	<u>220万円</u>							
	現行	平成28年分の所得税(注1)	平成29年分以後の所得税(注2)																				
上限が適用される給与収入	1,500万円	<u>1,200万円</u>	<u>1,000万円</u>																				
給与所得控除の上限額	245万円	<u>230万円</u>	<u>220万円</u>																				

	<p>私募債の改正</p>	<p>同族会社が平成27年12月31日以前に発行した特定公社債以外の公社債(私募債)の利子で、その同族会社の株主等が平成28年1月1日以後に支払を受けるものは、利子所得の <u>20%源泉分離課税(所得税15%、住民税5%)</u> の対象から除外されます。</p>
	<p>特定の居住用財産の特例の延長</p>	<p>①特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例について、譲渡資産の譲渡対価に係る要件を <u>1億円(現行:1.5億円)</u> に引き下げた上で、<u>その適用期限が2年延長</u> されます。 (注)上記の改正は、平成26年1月1日以後に行う居住用財産の譲渡について適用されます。</p> <p>② 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等の適用期限が <u>2年延長</u> されます。</p> <p>③ 特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等の適用期限が <u>2年延長</u> されます。</p>
	<p>土地等を譲渡した場合の取得費加算の特例の見直し</p>	<p>① 相続財産である土地等を譲渡した場合に譲渡所得の金額の計算上、取得費に加算される金額について、現行はその者が相続した全ての土地等に対応する相続税相当額を加算しますが、改正案では相続した土地等のうち <u>その譲渡した土地等</u> に対応する相続税相当額とします。</p> <p>② 相続財産の譲渡に係る確定申告書の提出期限後に、当該相続財産の取得の基因となった相続に係る相続税額が確定した場合(相続税の期限内申告に限る。)には、当該相続税の期限内申告書を提出した日の翌日から2月以内に限り、更正の請求により本特例の適用を受けることができるとされます。 (注)上記①、②の改正は、平成27年1月1日以後に開始する相続又は遺贈により取得した資産を譲渡する場合について適用されます。</p>
	<p>ゴルフ会員権等の損益通算の改正</p>	<p>譲渡損失の他の所得との損益通算及び雑損控除を適用することができない生活に通常必要でない資産の範囲に、主として趣味、娯楽、保養又は鑑賞の目的で所有する不動産以外の資産として <u>ゴルフ会員権やリゾート会員権等</u> が加えられます。 (注)上記の改正は、平成26年4月1日以後に行う資産の譲渡等について適用されます。</p>
<p>消費税</p>	<p>みなし仕入れ率の見直し</p>	<p>①金融業及び保険業が第5種事業とされ、そのみなし仕入れ率が <u>50%</u> (現行60%) とされます。</p> <p>② 不動産業が第6種事業(新設)とされ、そのみなし仕入れ率が <u>40%</u> (現行50%) とされます。 (注)上記①、②の改正は、平成27年4月1日以後に開始する課税期間について適用されます。</p>
<p>その他</p>	<p>国税不服申立制度の見直し</p>	<p>① 処分に不服がある者は、所轄税務署長に対する「異議申立て」を経ずに直接国税不服審判所に「審査請求」できることとされます。なお、現行の審査請求に前置する「異議申立て」は「再調査の請求(仮称)」に改められます。</p> <p>② 不服申立期間については、処分があったことを知った日の翌日から <u>3月以内</u> (現行2月以内) に延長されます。 (注)上記①、②の改正は、改正行政不服審査法の施行の日から適用されます。</p>

[ 担当 : 野口 健一 ]